

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

CBグループはコアバリューを「お陰様で…」の精神と定め、さらに、大切にしたい仕事の仕方を「私たちの働き方」として設定しています。会社は単独で生きていくことはできません。お客様、取引先、社員・家族、パートナー、株主、ひいては社会全体の「お陰様で」商売をさせていただいています。弊社グループが昨年度において創業100周年を迎える事が出来、また現在のコロナ禍の中においても存続し続けて来られたのも、数えきれないほど多くの方々のお陰であり、私たちはその方々に対する深い感謝と、生かされていることへの謙虚な気持ちを忘れてはならないと考えます。

企業にとって一番大事なことは、その存在自体が「社会への貢献」になり続ける(Going Concern)ことだと思います。そのためには、競争と同じ戦場や方法で戦うのではなく、ユニークなビジネスモデルを創り上げ、イノベーションを起こして新しい価値を提案し、社会に貢献していくことが私たちの「経営のデザイン」です。そのプロセスを通じて、一緒に働く仲間と1つのチームになって「新しい発想とチャレンジ」を繰り返すことが、ひとり一人の成長の機会を生み出し、同時に、未来の基盤となる利益の源泉となって次の価値創造につながる進化のサイクルを回していくことだと確信します。

私たちは、「お陰様で…の精神」を失わず、「私たちの働き方」を心掛けながら、この「デザインされた経営」 ” The Designful Company ” を目指し続けたいと思います。

経営方針のもと、コンプライアンスを遵守し、効率性と透明性の高い経営活動を通じ企業価値を高めていくために、経営体制および内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことにより、株主の付託に応えていくことが、当社グループのコーポレートガバナンスについての基本的な考え方です。

また当社は、コーポレートガバナンスの一環として、2名の社外取締役(監査等委員)が外部の視点から客観的に経営活動を監視し、意見を述べ、かつ社内監査等委員と連携し、ステークホルダーに対して信頼性を確保するためにグループ全体の業務執行について、適正性が妥当性の観点から監査しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月11日付改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき開示を行っております。

【補充原則1-2 株主総会議案の検討期間の確保、招集通知の発送に先立ったウェブ公表】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送するよう努めておりますが、東京証券取引所や自社のウェブサイトにおける招集通知の電子的公表は招集通知発送日に行っておりますので、今後は、招集通知の発送日前に電子的公表を行う予定です。

【補充原則1-2 株主総会関連の日程の適切な設定】

当社は、株主総会は株主との建設的な対話の場であるとの観点やそのための正確な情報提供の観点から、適切な監査日程の確保に配慮し、また、議案の検討期間の確保のために招集通知発送の早期化を行っております。

一方、当社株主総会は集中日と重なっておりますので、今後より多くの株主が株主総会に出席できる日程を検討してまいります。

【補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備(例:議決権電子行使プラットフォームの利用等)、招集通知の英訳】

当社は、現状において議決権電子行使を採用しておりますが、招集通知の英訳については、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し、招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則1-4 政策保有株式がある場合の、縮減に関する方針・考え方など政策保有に関する方針の開示

取締役会での保有目的、便益やリスクと資本コスト等の精査、保有の適否の検証、検証の内容についての開示

政策保有株式に係る具体的な議決権行使基準の策定・開示】

当社は、持続的成長に向けて、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化による取引深耕・拡大を目的として政策保有株式を保有しております。

政策保有に関する方針

当社は、取引先等との事業上の関係維持・強化を図ることにより、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合には、当該取引先等の株式等を取得・保有することがあります。

また、下記 記載の検証結果に基づき、保有継続あるいは売却を判断いたします。

政策保有株式にかかる検証の内容

個別の保有株式について協業の状況、事業への影響、配当利回り等の収益状況などから保有の適否を検証しておりますが、個別銘柄ごとの具体的な検証内容を含め、保有先企業との取引の守秘性等から開示していません。資産管理部門より定期的に経営陣へ情報共有し適宜判断を行っております。

政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断致します。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティへの適切な対応】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、社内で検討を進めております。

【補充原則2 - 3 サステナビリティを巡る課題についてリスク減少・収益機会につながる重要な経営課題としての認識、積極的・能動的な対応の検討】

当社取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、課題を洗い出すことで、検討を深めてまいります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、多様性の確保に積極的に取り組む考えを持って活動を進めておりますが、測定可能な目標は開示しておりません。また、中長期的な人材育成方針と社内環境整備方針についても開示しておりません。今後、これらの開示については検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、株主における海外投資家の株主比率が低いため、現状では英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、今後の株主比率の動向を見極め、柔軟に対処してまいります。

【補充原則3 - 1 自社のサステナビリティについての取組みに関する開示】

当社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みや人的資本や知的財産への投資等を開示できる状況にはありませんが、今後、開示に向けて検討してまいります。

【補充原則3 - 2 監査役会による外部会計監査人の選定・評価基準の策定、独立性と専門性を有しているか否かについての確認】

() 監査等委員会において、監査実施状況の報告、面談・意見交換、監査報告等を通じて、外部会計監査人を客観的・適切に評価し、かつ、かかる評価に基づいて選定しております。外部会計監査人の評価基準策定については、今後検討してまいります。

() 監査等委員会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等の精査を通じて、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を確認しております。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督】

最高経営責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々を当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定しております。取締役会は、後継者計画の策定・運用への主体的な関与及び適切な監督について、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 2 取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督】

当社は、自社のサステナビリティを巡る取組みに関する基本的な方針は明文化しておりません。今後、取締役会において議論を行い、方針や目標、施策などに加えて、人的資本・知的財産への投資等の経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略についても検討を行ってまいります。

【原則4 - 9 取締役会による独立性判断基準の策定・開示、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる候補者の選定】

当社は、独立社外取締役の選任に当たり、会社法の定める社外取締役の要件や東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役の候補者を選定しておりますが、実質的にも独立性を保有しております。なお、今後必要に応じて独自の判断基準の策定・開示を検討いたします。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用による統治機能の充実】

当社は、任意の機関は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置、指名・報酬等の検討におけるそれら委員会の関与・助言】

当社は、監査等委員会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、原則3-1の方針に基づき、取締役の指名・報酬の決定方針などの特に重要な事項については、独立社外取締役を含めた取締役会にて決定しております。そのため、任意の委員会を設置しておりません。取締役の指名・報酬に係る方法を見直す必要があると判断した場合には、任意の委員会の設置を検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会における知識等のバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性、適正規模を考慮した構成、適切な経験・能力・必要な財務・会計・法務の知識を有する監査役の選任(全員)、財務・会計の十分な知見を有する監査役の選任(1名以上)、取締役会による取締役会の実効性の分析・評価による機能向上】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性についても考慮されていると考えておりますが、更なる多様性の観点を踏まえ取締役候補者の選定に努めてまいります。

当社の監査等委員会は、企業経営経験者、弁護士2名の社外取締役と豊富な業務経験と会計に関する勤務経験のある常勤取締役の1名で構成され、うち1名は適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者が選任されております。

【補充原則4 - 11 取締役会にて必要なスキルの特定、取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方、取締役の有するスキル等の組み合わせ、選任に関する方針・手続の開示】

現在、当社の取締役会の構成人員は8名(うち監査等委員である取締役は3名)で、経営全般、経理・財務関係、人事・労務関係、営業・マーケティング関係、管理関係等の知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、独立社外取締役2名のうち1名は他社での経営経験を有しており、もう1名は弁護士であることから、一定の多様性は確保されていると考えております。当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示】

当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施しておりませんが、取締役会の実効性を高めるためには分析・評価を行うことが重要であるという認識に基づき、今後の取締役会において効果的な評価方法等について十分議論の上、評価プロセスの整備に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含みます。以下同じ。)に対するトレーニングの方針の開示は行っておりませんが、取締役は、職責や当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得・向上のため、研修や外部セミナーに参加することとしております。

【原則5 - 2 自社の資本コストの把握、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示、事業ポートフォリオの見直し、設備投資等に関する方針・計画の株主に対する明確な説明】

当社は、2019年3月期から2023年3月期を最終年度とするグループ中期経営計画を策定しておりますが、収益計画や資本効率等に関する具体的な目標数値は公表しておりません。今後、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等も含め、株主に分かりやすく伝えるよう努めてまいります。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明】

現在、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況は示しておりませんが、今後、取締役会において決定された内容は、適時適切な方法で開示を進めることにいたしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役や主要株主等との間で取引を行う場合には、取締役会規程の定めにより取締役会の付議事項として明示し、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し承認を得るものとし、会社及び株主共同の利益の安全性を確保しております。

【原則2 - 6 企業年金の機能発揮のための人事面・運営面における取組み内容の開示、利益相反の管理】

当社の企業年金は、確定給付型企業年金および確定拠出年金にて運用しております。

内、確定給付企業年金では、積立金の運用を安全かつ効率的に行うため、財務、経理、人事部門の長その他資産運用に精通したもので構成する資産運用委員会にて運用受託機関の運用成果等をモニタリングし必要に応じて方針の見直しを行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、グループ中期経営計画を策定し、当社ウェブサイト内の有価証券報告書や決算短信等に開示することで、情報提供の充実を図っております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の最大化をもたらすべく、透明性の高い意思決定と適正かつ効率的な業務執行を行うことにより、株主利益の最大化とステークホルダーへの責任に応えることであります。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬は、それぞれの役割と責任に応じて決定され、同様の事業規模の会社の水準を参考に、役位別に定める額を基準とした固定報酬、短期業績(各事業年度の業績)達成のインセンティブ等を勘案して人事担当役員が起案し、代表取締役を含む複数の取締役において協議した後、下記 の報酬限度額の範囲内において代表取締役社長にその決定を再一任しております。

監査等委員である各取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第67期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である者を除く)を年額250百万円以内(ただし、使用人給与とは含まない)、及び監査等委員である取締役を年額50百万円以内と決定しております。

a) 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、監査等委員会への諮問及び答申を経た上で取締役会において決議しております。

b) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬(賞与)、及び非金銭報酬(株式報酬)で構成されており、個々の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役が決定します。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会が取締役(監査等委員である取締役を除く)・監査等委員である取締役の選解任を行うに当たっての方針と手続は、取締役(監査等委員である取締役を除く)候補については、経営全般ならびに当社事業・業務についての知識・経験・能力を総合的に勘案し、取締役会にて指名を決定しております。

監査等委員である取締役候補者の選解任方針については、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行を監査・監督するに当たって豊富な経験、財務、会計に関する知見、当社事業や企業経営に関する知識を総合的に勘案し、取締役会にて、監査等委員会の意見を踏まえて、指名を決定しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて取締役の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

上記選任方針に基づき、取締役会にて協議決定後、株主総会に上程しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)・監査等委員である取締役選任候補者については、株主総会招集通知(参考書類)に略歴・選任理由等を記載しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令等に準拠して取締役会にて審議すべき事項を定めております。また、「組織規程」および「業務分掌規程」にて取締役会、取締役等の意思決定機関及び意思決定者が行使しうる決裁権限を業務項目毎に定め、業務執行の委任の範囲を規定しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役によるその役割・責務を適切に果たすための時間・労力の振り向け、他の上場会社役員の兼任数の抑制、兼任状況の開示】

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含みます。以下同じ)の重要な兼任状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書等で開示しております。現在、取締役における他の上場会社の役員の兼任はありません。このことから、社外取締役をはじめ、取締役は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を自らの業務に振り向けることができっております。

【原則5 - 1 株主からの対話申込みに対する合理的な範囲での前向きな対応、取締役会による、対話を促進するための体制整備に関する方針の承認・開示】

当社は、IR担当部署として、ファイナンスマネジメント室を設置して株主との建設的な対話に努めております。株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲で前向きに検討し、積極的かつ建設的な対話を行っております。取締役会は、株主との建設的な対話をさらに促進する為、IR体制や取り組み方針の実行に必要な事項を決定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セントラル商事(株)	341,660	16.49
中央物産共栄会	229,900	11.10
C B G M従業員持株会	148,352	7.16
丸山 啓	102,359	4.94
丸山 源一	92,557	4.47
S M B C 日興証券(株)	89,600	4.32
児島 なおみ	71,181	3.44
(株)三井住友銀行	60,720	2.93
ライオン(株)	58,200	2.81
児島 誠一郎	48,500	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

「株式併合」

当社は2017年10月1日付で当社普通株式5株につき1株とする株式併合を実施しました。

「単元株式数の変更」

当社は2017年10月1日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
白井 義真	弁護士													
羽田 研司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井 義真			当社は、同氏が代表を務める白井総合法律事務所と顧問契約関係にありますが、その顧問報酬の額は軽微であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	長年の弁護士の経験による高度な法律上の見地から、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

羽田 研司				<p>事業会社の代表も歴任され、企業経営、事業運営に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。</p>
-------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤の監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは選任スタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、常勤監査等委員は、内部統制システムを通じた各事業部門に対する定期的な監査の報告を内部監査部門より受け、監査等委員会に報告し協議されています。

また、監査等委員は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、積極的に意見が出され討議が行われています。監査等委員は、取締役(監査等委員を除く)、会計監査人、内部監査室その他の使用人等との意思疎通を図り情報を収集し、取締役(監査等委員を除く)及び使用人等からはその職務の執行状況について報告を受け、事業の状況について適時把握するよう努め、監査等委員会にて協議しています。

そして、重要な決裁書類を閲覧するなどにより取締役の職務の違法性、妥当性を監査しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役に対する中長期的なインセンティブとして株式報酬制度(株式給付金)を導入しております。
役位別に年間の付与されるポイント(1ポイント=1株)を定め、在任期間中は累積し、退任時または死亡時に金銭および当社の株式を付与するものです。

2017年6月29日開催の第69期定時株主総会の決議により、当社及び一部の連結子会社の取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、グループ取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める事を目的とし、株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社取締役5名(監査等委員を除く)への年間報酬総額は、129百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長児島誠一郎が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の具体的な内容を決定しております。委任された権限の内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の具体的な内容を決定することです。この権限を委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各担当部門の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからです。当該権限が適切に行使されるように、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の具体的な内容については、人事担当役員が原案を起案した上で、代表取締役は、原案について他の取締役との協議を経て決定しております。

取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第67期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である者を除く)を年額250百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)、及び監査等委員である取締役を年額50百万円以内と決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との関係は、企業におけるリスク管理の一環として社内に「内部監査室」を設け、常時、計画的、網羅的な内部監査を実施し、業務監査の結果を半期毎に代表取締役社長に報告すると同時に、監査等委員と連携して、内部統制、内部牽制体制の強化に努めております。

監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針、業務の分担などに従い、重要な会議への出席と意見交換を行い、業務や財産の状況などを通じて取締役の職務の執行の監査を行っております。

また、会計監査人が監査等委員会に対し、会計監査の計画やその結果などについて説明、報告を行うほか、相互に意見交換を行い、内部監査室を含めた密接な連携をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【業務執行】

当社では監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を2005年4月より導入しており、現在、取締役5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、執行役員4名の経営体制であります。

当社において経営意思決定機関及び取締役、執行役員の業務執行状況の報告の場として、取締役と監査等委員で構成される取締役会および取締役で構成される経営会議があり、活発な議論を行っております。

取締役、執行役員の報酬は夫々の職務に対する執行状況、達成度合に応じて評価し、代表取締役を含む複数の取締役の協議にて決定しています。

【監査体制及び監査役の機能強化に係る取組みの状況】

取締役(監査等委員)は監査等委員会が定めた監査の基本方針及び監査の実施計画並びに監査の体制に関する事項などに従い、監査業務を行っております。取締役(監査等委員)3名で構成され、うち社外取締役は2名であります。監査等委員の選任にあたっては常勤の監査等委員役の選任にあたっては高度な業務知識と会計に関する相当程度の知見を有するもの、社外監査役の選任にあたっては専門性と独立性を考慮しております。

【責任限定契約】

当社は、監査等委員である松島淑雄、臼井義真及び羽田研司の各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。また、監査等委員会及び内部監査部門による活発な監査活動のほか、有限責任監査法人トーマツから関係法令に準じて締結した監査契約により、会計監査を受けております。なお、監査業務を執行した公認会計士およびその補助者は次のとおりであり、法令による継続監査年数は全員7年以内であります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香川 順

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

・監査業務の執行に係る補助者

公認会計士4名、その他9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在のコーポレート・ガバナンスの体制を選定している理由として、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から最適であると考えているためであります。また取締役(監査等委員)3名のうち2名が社外取締役であり、経営全般に関する意見・指摘をいただき、経営への監視・助言機能が十分に働いていることから、その客観性・中立性が確保されていると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「CBグループ企業理念」に、すべての利害関係者に対して誠実・誠意をもって貢献させていただく旨を掲げております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループが業務上使用するセールスカー、物流車両について"エコドライブ"を啓蒙・励行させております。また、物流車両については効率的な運行を実現するプログラムを導入しております。</p> <p>消耗品・備品などについては、リサイクルにつながる活動を実施しております。</p> <p>2009年8月に新設した久喜ロジスティクスセンターでは、環境への配慮を重要なコンセプトとして位置付けております。</p> <p>省エネルギー化の推進として、エアコンや照明など無駄な電気を使用しない省エネ活動に合せて、2018年2月からは当社グループの物流センターおよび営業拠点の照明LED化を進めており、更なる使用電力の削減に努めております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>関係法令および当社上場市場の規則によるもののほか、必要に応じた情報提供をすべてのステークホルダーに適時に、且つ、正確に公表することとしております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の最大化をもたらすべく、透明性の高い意思決定と適正かつ効率的な業務執行を行うことにより、株主利益の最大化とステークホルダーへの責任に応えることとあります。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、株主総会、取締役会及び監査等委員会が企業統治の基本となっております。

当社の取締役会は、代表取締役社長 児島誠一郎が議長を務めております。その他のメンバーは取締役 原幸男、取締役 清水大雄、取締役 堤坂直弘、取締役 小木曾直美、監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である取締役 臼井義真、監査等委員である取締役 羽田研司の取締役8名、うち監査等委員である取締役3名で構成され、原則として四半期に一度のほか必要に応じて随時開催され、法令及び定款に定める事項のほか、経営上の重要な案件について意思決定を行うと同時に、取締役の職務の執行の監督を行います。

監査等委員会は、監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である社外取締役 臼井義真、監査等委員である社外取締役 羽田研司の監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等、法令に定める職務を行います。

なお、監査等委員のうち1名は社内取締役ですが、監査機能の実効性を高めるために、過去多年にわたり社内において経営実務に携わり、社内の実務に精通した者を選出しております。

また、2名の社外取締役の選任により、各々の専門分野や経営に関する豊富な知識、経験等に基づき、客観的又は専門的な視点で監督及び監査といった職務を遂行でき、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

経営会議は、代表取締役社長 児島誠一郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 原幸男、取締役 清水大雄、取締役 堤坂直弘、取締役 小木曾直美の取締役5名で構成され、必要に応じて監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である取締役 臼井義真、監査等委員である取締役 羽田研司が加わり、原則として月に2回開催し、当社本部別計画の遂行及び子会社各社計画の遂行等の状況を検証し、種々の経営課題について協議し決定します。

(3) 当該体制を採用する理由

当社は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現し、かつ一層の体制強化を図るため監査等委員会設置会社へ移行しました。過半数の社外取締役を含む監査等委員で構成する監査等委員会を設置することにより、監督体制の一層の強化を図ることができると考えます。

そして監査等委員会、取締役会、内部監査室、コンプライアンス委員会、会計監査人及び顧問弁護士等々との密なる連携のもとに企業統治体制のさらなる強化を図っております。

2. 整備状況

当社は、2006年5月1日取締役会決議により、(以下のとおり)「内部統制システムの基本方針」を決定し、以後当該基本方針に従い、内部統制システムを構築、運用してまいりましたが、2015年6月29日に監査等委員会設置会社に移行したことを受け、一部当該基本方針の改訂を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループは、コンプライアンスが企業の健全な成長において必要不可欠であることを認識し、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守するために、当社グループ全体を対象とするコンプライアンス規程を制定するとともに、「CBグループマネジメント株式会社 企業理念」に基づき定めた「コンプライアンスマニュアル」に則り、啓蒙活動を図っている。

b. 当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、人事総務担当取締役をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・推進を行っている。コンプライアンス委員会の活動は、定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告している。

c. 当社グループは、法令及び定款に違反する行為等、コンプライアンスに関する相談・通報を受ける体制を整備し、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととしている。

d. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程に従い、重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督している。

e. 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査している。また、監査等委員は、取締役及び使用人が不正の行為をし、もしくはそのおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、取締役会に報告している。

f. 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置している。内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査する他、当社及び子会社に対する法令及び定款並びに社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施し、監査結果について、定期的に代表取締役社長及び監査等委員会に報告している。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者(文書管理統括責任者)に人事総務担当取締役を任命している。
- b. 取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な意思決定に関する情報及びその他取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に記録、保存及び管理を行っている。
- c. 上記の文書は、取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態に維持している。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役社長は、リスク管理に関する統括責任者(リスク管理統括責任者)に経営戦略室担当取締役を任命している。
- b. リスク管理統括責任者は、「リスク管理規程」を制定するとともに、部門ごとのリスクを体系的に管理するための体制を確立し、組織横断的にリスク状況の監視及び全体的対策を行うものとし、部門ごとのリスク管理体制の確立については、各部門の担当取締役とともにやっている。
- c. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築している。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長は、経営計画に基づき設定された目標に対し、職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役に於いて制定し、職務執行を効率的に行うようしている。
- b. 代表取締役社長は、各部門担当取締役に職務の遂行状況を取締役及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を促している。
- c. 全体的な業務の効率化を実現するためITシステムの構築を推進している。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役及び使用人の職務執行の適正及び効率を確保するために、グループ経営管理規程を制定し、重要事項については、当社の事前の承認を必要とする他、子会社の業績、財務状況及びその他の重要事項について、当社及び子会社の取締役より、定期的に報告を受けている。
- b. 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備している。
- c. 当社の内部監査室は、当社並びに子会社を対象として定期的に監査を実施し、監査の結果については当社の代表取締役社長に報告している。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置している。
- b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会より監査業務その他監査等委員会の職務に必要な指示、命令を受けたことに関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとしている。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会との間で協議を行っている。

(7)当社並びにその子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- a. 取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、次の事項が生じた場合、速やかに監査等委員会に報告している。
 - ・会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき
 - ・取締役(監査等委員を除く)及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき
 - ・監査等委員会が報告を要すると定めた事項が生じたとき
- b. コンプライアンス委員会及び内部監査室は、コンプライアンス委員会への通報状況及びその内容、内部監査の実施状況を速やかに監査等委員会に報告する体制を整備している。
- c. リスク管理統括責任者は、定期的または必要に応じて各部門のリスク管理体制について監査等委員会に報告している。
- d. 監査等委員会に報告を行った使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底している。

(8)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長と監査等委員会は定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携により、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っている。
- b. 監査等委員は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて報告及び資料の提示を求められることができることとしている。
- c. 監査等委員会が必要と認められた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家を活用できる体制を整備している。
- d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担するものとしている。

(9)その他の内部統制システムの体制の整備に係る方針

「財務報告に係る内部統制評価のための体制」など、本基本方針で特別に言及されていないその他の内部統制システムの体制に係る整備については、本基本方針の考え方に基づき整備することとしている。

また、現時点で想定されていないリスク管理の対応体制については、本基本方針に基づき随時整備することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応し、これらによるアプローチを多方面から防止し、健全で公正な経営・事業を永続していくことを基本的な考え方としています。

2. 整備状況

当社では、“コンプライアンス規定”及び“コンプライアンスマニュアル”の中に反社会的勢力に対する対応を定め、これらをすべての従業員に涵養・浸透させるために、定期的に教育活動を実施しています。具体的な対応については、主管である総務部・人事部に担当者を組織、警察関連機関や顧問弁護士などとの連携を強化し、事前情報を収集して未然に当該勢力の浸入を防ぐとともに、万一の場合に備えて適切な対応が可能となる体制を整備しています。

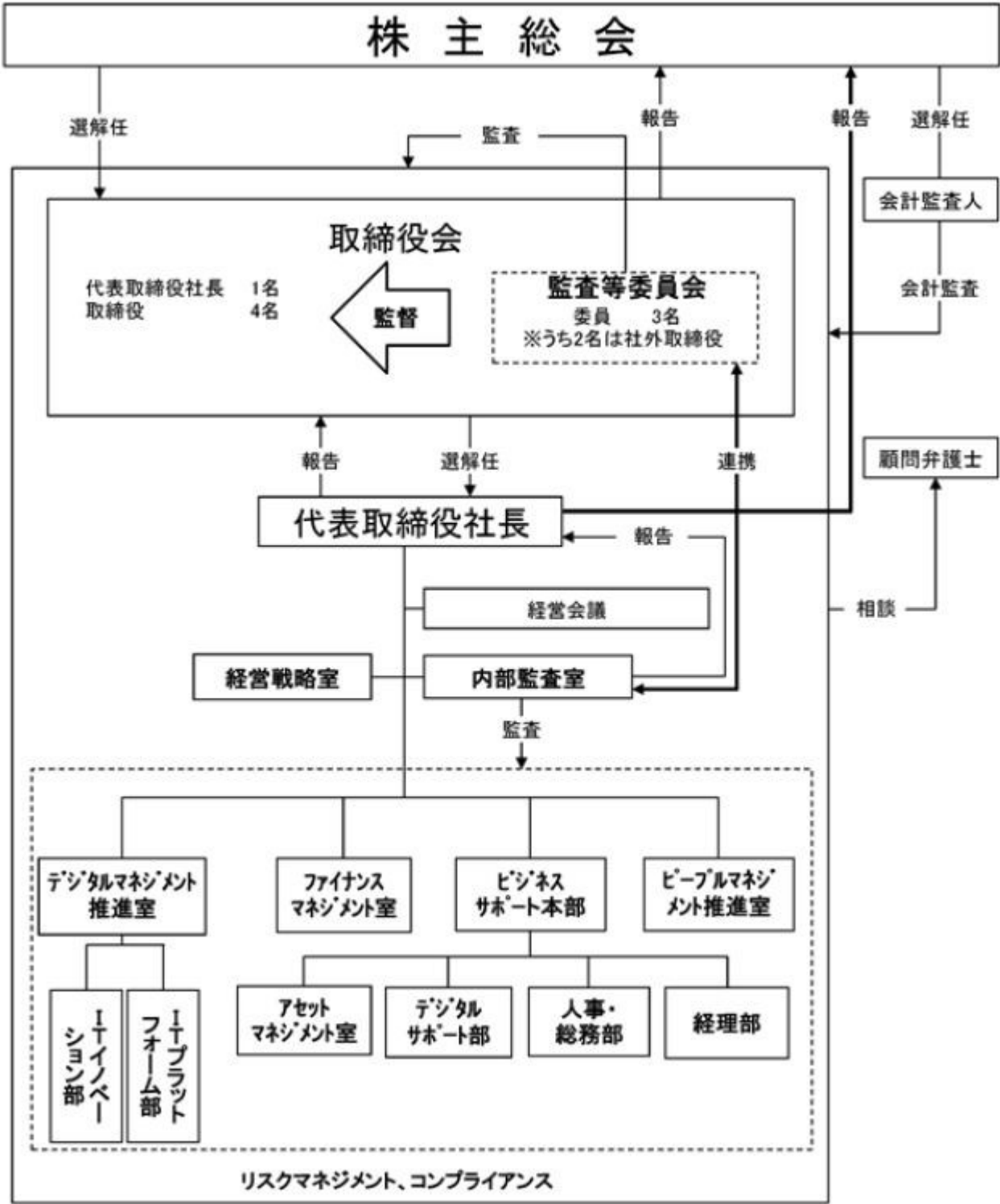
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

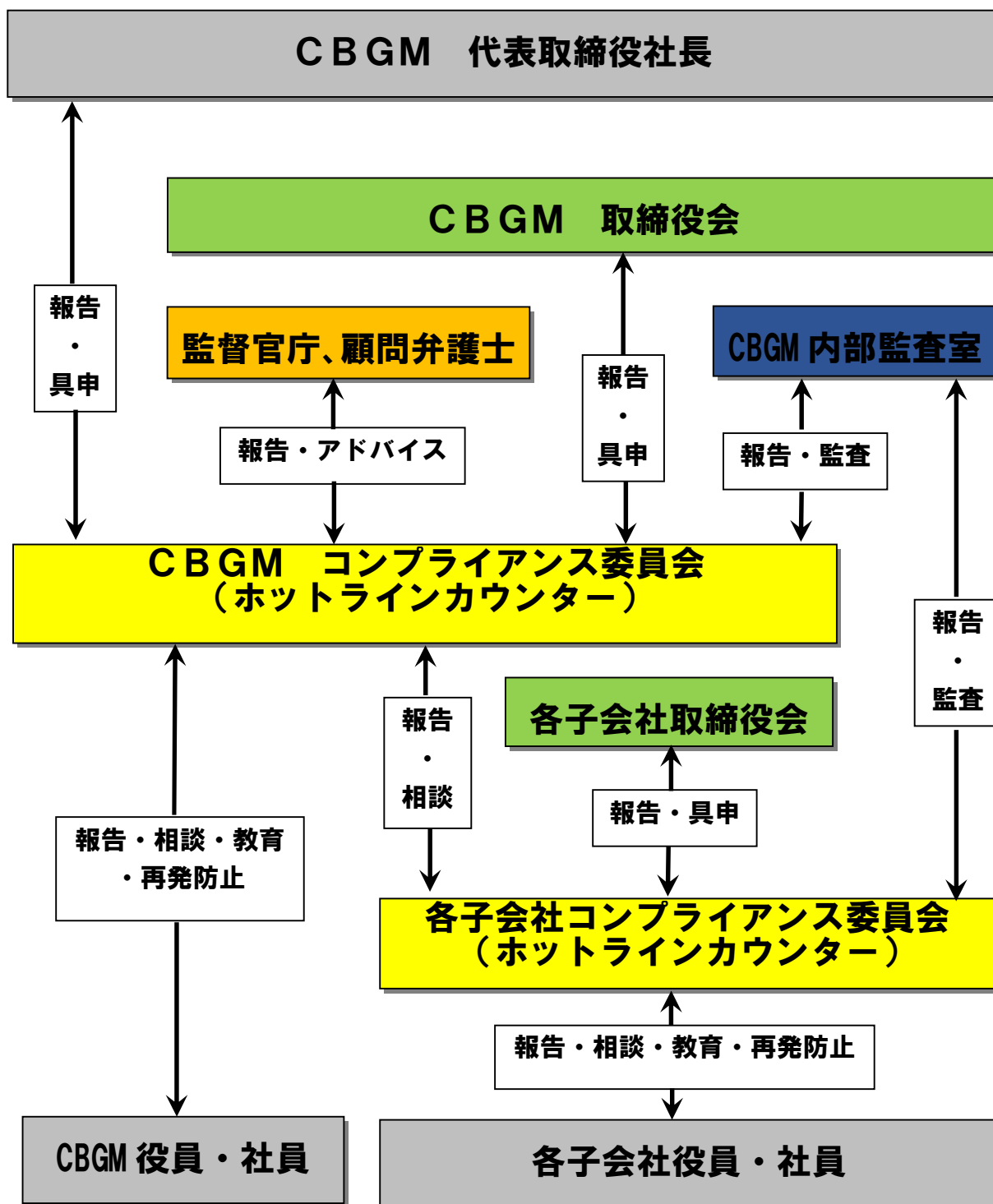
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



CBグループコンプライアンス体系図



適時開示体制

